

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

退職した人の確定申告

Q: 私は、昨年9月に会社を退職し、退職金をもらったのですが、確定申告が必要でしょうか。

A: 退職金については、原則として確定申告の必要はありません。ただ、その後再就職していない場合は、確定申告すれば税金が戻ってくる可能性があります。

【解説】

退職金は、税法上は「退職所得」と呼び、他の所得とは別に分離して税金がかけられます。

一般の場合は、退職金を受け取る際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、源泉徴収によって納税が完了しますので、確定申告は不要です。この申告書を提出していない場合には、退職金の20%の税金が源泉徴収されていますが、これは、仮に徴収されているだけですから、確定申告をして税金の精算をすることになります。

また、年途中で退職し、その後再就職していない場合は、給与から源泉徴収されていた税金が、本来払うべき税金よりも多くとられていることがありますので、確定申告をすれば税金が戻ってきます。

ちなみに、今回、全国の税務署に設置されたタッチパネル方式の機械を使うと、中途退職者の還付申告書が簡単に作成できます。この機械は、アナウンスに従って画面のボタンに触れていき、最後に源泉徴収票の支払金額を入力すれば、税額が計算された還付申告書が印刷されて出てきます。

